
平成30年第2回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成30年6月6日(水)

1. 議事日程第2号

平成30年6月6日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第50号から議案第59号、報告第2号から報告第4号)

第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第50号から議案第59号、請願第1号)

第3 議会運営委員会委員の選任について(欠員の補充)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第50号から議案第59号、報告第2号から報告第4号)

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第50号から議案第59号、請願第1号)

日程第3 議会運営委員会委員の選任について(欠員の補充)

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10 番	秦 時 雄	11 番	高 田 修 治
12 番	藤 本 勝 美	13 番	繁 田 弘 司
14 番	河 野 博 文		

欠席議員(なし)

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 山本 五十六 議事係 長 山本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	村 木 賢 二	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	税 務 課 長	石 井 信 彦
福祉保健課長	本 松 豊 美	住 民 課 長	小 幡 弘
建設水道課長	梅 木 良 政	建 設 水 道 課 水 道 室 長	穴 井 智 志
農林業振興課長	藤 林 民 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 邊 克 之
商工観光振興 課 長	秋 好 英 信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一	教 育 総 務 課 長	横 山 芳 嗣
新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学 校 教 育 課 長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子
監 査 委 員	河 野 好 美	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に、欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、藤原八栄環境防災課長兼基地対策室長が公務のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

(議案第50号から議案第59号、報告第2号から報告第4号)

○議長(河野博文君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

議案集27ページです。

議案第50号、玖珠町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中尾 拓君。

○1 番(中尾 拓君) 1 番中尾でございます。

第6条でございますけれども、相談及び情報の提供等という項でございますけれども、2項ございまして、「町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置する」ということになっておりますけれども、何課に設置するのか、その支援体制の職員はどのくらいの体制で行うのか、お聞きしたいと思います。

それから、第7条、見舞金の支給でございますけれども、「見舞金を支給するものとする」と書いてありますけれども、規則により見舞金を請求するということを書いてありますけれども、どのくらいの見舞金を考えているのか。規則の内容についてわかりましたら詳細にお知らせを願いたいと思っております。

それから、第9条でございますけれども、居住の安定ということでございます。町営住宅への入居における特別の配慮を行うということになっておりますけれども、どういう配慮をするのか、優先的に入居できるのか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(河野博文君) 村木総務課長。

○総務課長(村木賢二君) 本条例につきましては、これまで全大分県下、日本中なんです、環境防災面で取り組んできたようですが、事業の内容等を精査しましたところ、先ほど言いました窓口につきましては総務課行政係・法制室のほうで法的な絡みがありますので、総務課、行政係のほうで担当することに予定しております。

それから、見舞金の支給とあるんですが、これも4月1日から大分県のほうが本件につきまして見舞金を出す場合の2分の1補助をするということを公式決定されましたので、町としても今議会の補正予算のほうに計上しておりますが、まず見舞金として被害者の家族の方には1件当たり30万円、それから、けがをされた御本人等については見舞金として10万円が全国レベルになっているようです。

で、今回補正予算で1件・1件で40万円を提示させていただいております。それに伴う半分の20万円は県のほうから、もし出した場合は、いただくという形になっております。

それから、先ほど第9条の町営住宅の入居の関係でございますが、現在まだこの件で該当される方はございません。また、県下も今回やっと条例整備等になっておりますので、この辺の入所条件とか、あった場合どうするのかについては、今後の協議になっていこうかというふうに思っております。一応これに関する見舞金の支給規則等については、準備のほうはできています。

以上です。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

○1 番（中尾 拓君） はい。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

議案集29ページです。

参考資料集は55ページです。

議案第51号、玖珠町中学校の設置に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

議案集30ページです。

議案第52号、権利の放棄について（工事請負契約の解除に伴う違約金債権）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

この違約金が発生するまでの経過です。21年に発生しているんだったら、それからもう随分期間もたっている。どういう回収の努力をしたのか。発生の経過と回収の努力、これについてお伺いをいたします。

○議 長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） お答えします。

本案件につきましての経過でございます。

本工事については、平成21年11月13日に補助耕地災害復旧ということで契約金額235万2,000円で本件の会社が契約に至りました。それが、11月13日に契約したんですが、翌年2月17日までの間に全く

動きがない。いろいろ担当課のほうは行って指示をしたようですが、動きがなくて、翌年2月17日に契約解除という形になっております。工事のほうは、もう別件で終わっているんですが。

それから、22年3月15日に、受けて工事していませんので、違約金がかかると。それが工事金額の1割、23万5,200円の違約金ということで請求、そこが始まりでございます。

それから、数回呼び出しと担当者が向かいまして、最終的には分納誓約をして少しずつお払いいただくという形でしていたんですが、初回、2回目と金額等入ってきたんですが、2年後、24年12月になったら、御本人との確認がやっとできるぐらいで、担当者のほうは数回伺って自宅訪問、最終的には25年8月に書留郵送を複数回請求いたしました。これまでそこから先が入っていない。

それから、26年6月まで確認したんですが、全く内容がなかったという経過をしていったときに、御家族の方から少しずつ分納という形でいただいておったんですが、結局、現時点で14万5,200円の残が残っているという形です。そして、昨年6月、この該当者でございます代表取締役がお亡くなりになられて、死亡届けが出されたという形で来ております。

実際、契約解除が22年2月17日、違約金請求が3月15日という形になっておりますので、既にそこから通算して5年経過ということで、商法上、522条の時効という形になってまいりますので、今回、本債権につきまして解除に伴い、違約金の債権を放棄せざるを得ないというふうに考えて、今回に至っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

この間の報告等は議会に全然なかったんでしょう、今まで途中経過は。それで、4日の日に急に降って湧いたようにこういうものが出てくる。これはマネジメントがされていないんじゃないですか、執行部の。

こんな長い間、ほっぽって、急に降って湧いたように出てくるって、これはマネジメントの欠如です。今後こういうことがないように、きちっと各課長なり係長はチェックしてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 議員のおっしゃられるとおりで、過去もう数年たったものでございまして、私もちょっと最近になって知ったぐらいなので、申しわけございません。これに類する件につきましては、各課長のほうに指示を出してチェック、整理するなり、議会への報告を怠らないように今後気をつけてまいります。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

議案集31ページです。

参考資料集は56ページです。

議案第53号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 工業団地の道路の工事でございますが、これは土地開発公社が契約相手になっておるようです。土地開発公社は、恐らくどこかの業者に落とさないかん。これは玖珠町の発注工事ですね、一部。一部というのは、仕上げは恐らく町のほうになるんですが、こういった工事を玖珠町内の業者に発注されるのか、そこらを土地開発公社に投げたんですか。それとも、そういった注文といたしますか、御意見を述べてありますか。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 工業団地の町道工事につきましては、これまで平成28年から3カ年にかけて工事を行ってきているところで、最終年となります。これまでも、工事の金額によりまして入札基準がございますので、全て町内工事ということではございませんが、資格基準を満たすようにJVを組んでもらったりとか、そういった工夫は公社のほうに他の工事と同じように投げかけはしておるところです。

したがいまして、今回の工事の管理監督、入札行為、全ての行為を公社にお願いしますが、昨年、おととしと同様な形態で入札を行っていただくように、こちらからもお願いをしていきたいと考えております。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 請負契約の金額の問題も今お聞きしたことはもう早くから聞いておりますが、これを分離発注してもらい、玖珠町内の業者がここに入れるように、これは絶対的に注文が来ているぞっていいと思うんです。そのぐらいあなた方は努力してもらわんと、玖珠町内の業者が裾になったんじゃ何にもならないんですもん、孫請、ひ孫請になるから。この工事は玖珠町内の業者ができるんです。だから、土地開発公社のほうに強く要望して、分離発注してでも玖珠町内の業者ができるように、絶対これは注文をつけてください。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 希望としては、町内業者にぜひ頑張ってもらって落札していただきたいというふうには考えておりますが、法令の許す範囲内で対応しなければならないと思います。

それから、今回、最終工事につきましては、土工事と、それから最後の舗装工事となっております。町内にも業者もございますので、そのあたりは他の町外・県外等が入らなくても、地元の有利性というのは当然あろうかと思っておりますので、そのあたりは公社というよりも企業さんにぜひ頑張ってもらいたいというふうには考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） それも考えておるだけじゃ困りますから、大手がまた入って一社で受けて下に回すというようなことにならないように、分離発注ならできるはずです。

それと、これも早急にやらんと、この前の大雨のときに四日市地区が大変なことになっておりますよ。私どもも被害を受けましたから。こういうことにならないように、早急に手だてもして、工事を発注できる注文をつけてもらいたい。つけなければ困ります。そこを強く要望しておきます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 要望でいいですね。

ほかにございませんか。

8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 8番石井です。

1件だけ確認したいと思います。

町道に取りつけになるかと思うんですが、これだけの距離の広さの面積、道路面があって、町道に入ってくるということになると、排水処理が非常に厳しいのかなと思って。町道のほうは全然扱わないのですか。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 町道工事と関連いたしまして、四日市側のところに平成24年、25年にかけて防災調整池を整備しております。これは大分県のほうが整備をしたんですが、現在、28年度の工事、四日市側の四日市下綾垣線町道から約150メートルぐらいのところには、排水処理としてのボックスカルバートが埋設されております。現在、それから宅盤まで上がる部分を県の改良工事としてボックスカルバートを入れながら、町の道路整備を並行して行っている状況にあります。

したがって、今回、29年度に改良する工事につきましては、宅盤の造成がほぼ終わりましたので、宅盤の排水等は全てこのボックスカルバートに受け入れて、防災調整池に入れまして、太田川に流すという工法になっております。ですから、大量に降った雨等は、宅盤の水については全てそちらで受けるということになります。あと、のり面関係につきましても、全て排水側溝等を整備しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

○8番（石井龍文君） はい。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

議案集32ページです。

参考資料集は58ページです。

議案第54号、くす星翔中学校建設事業建築主体工事の請負契約の変更について（その3）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） これは全員協議会で説明を受けた案件でございますが、この工事を当初発注するといいますか、見積もり段階で、新校舎じゃなくていいです、今の現状でいいですが、当初計画の金額等、今は34億になろうとしています、その金額の差額がどのくらい出ているか、ちょっと教えてください。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 今回の議案第54号につきましては、くす星翔中学校の建築主体工事の部分でございます。これにつきましては、平成29年第4回の臨時会のほうで議決をさせていただいておりますので、その際の契約金額が15億3,360万円で、今回、最終的に、この建築主体工事のほうで18億4,072万8,240円ということになりますので、3億余りという額が契約金額として上がったということになります。

〔「それは本体工事のほうだな」と呼ぶ者あり〕

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） はい。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 再度繰り返して言うようなことになりますけれども、これはやっぱり総額、この前の説明では34億に達しますよね。34億になるといいますか、これだけの大事業に専門的な職員が配置されておらん。それから、今の現場、私は余りにも今度の補正が大きいから、現場の責任者を呼んで話をしました。

そしたら、職員が常駐をしておらん。それから、設計事務所かコンサルか何かが現場にしょっちゅう大体おらないといかんですよね、あれだけの工事だから。それもおらないと。こんなことで仕事はできませんよ。現場はできんことが多いと。だから、後からこうなりました、ああなりましたで話が上がっていくから、もうどうしようもならんと。これは中古だから、この前、説明があったとおり、床下にタイル張りのところがあって、それを除去しなければ、これにも金がかかりましたとか、事前の調査をやっておらんからこんなことになっちゃう。やっぱりもう少し専門的にわたってもらわんと。

今からの工事でもそうですよ。この工事に当たっては、私はもうメルサンホールの経過をずっと訴えてきたんです。にもかかわらず、そのとおり事故といいますか、事案が上がってきている。それが大きな金額なんだ。だから、もう少し職員で手が回らなかつたら専門家をそこに雇い入れて入れるとかいうことを考えてやらんと、本体工事が着々と進んで大分進んでおるようですが、今からまだ内装、配電から水道からいろんなものが入ってきますよ。それで、どれだけ出てくるかわからんのですよ。

私はわからんと思うんです。

もう少し、やっぱり専門家と打ち合わせを密にして、そして現場を盛り上げていかんと、これは間に合いませんよ。どれだけ増額していくかもわからん、これじゃ、大丈夫ですか、玖珠町が。一般的に大変なことになると思うんですよ。だから、そこらをどう考えておりますか。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） ただいま貴重な御提言もいただいたというふうに考えております。

実情といたしまして、これまで、この工事を進める上での経過としましては、今御指摘がありましたとおり、昨年度までは教育総務課兼務の中での新中学校開校推進室ということの中で、技師1名おりましたが、なかなかその対応が十分なものではなかった部分は、若干あったかというふうには思っております。

本年度になりまして、技師1名を追加していただきまして、そういった形で推進をしておるところではございますが、先ほど御指摘がありました現場に常駐できないのかという話で、これについても先般の議会の中でもお答えしたんですが、密に毎日電話連絡をずっととっておりまして、行かなければいけない部分はいつも行っておりますし、大体2名技師がおりますうち1名は現場に行っているような状況が続いている状況です。また、現場の管理については、施工管理等は別途契約しておりますので、それは間違いなくついて見ておりますので、その辺のところは見えていないということではございません。

ただ、今回の部分で、これまでの分も含めて、御指摘があったとおり、過去のメルサンホールの工事の経過を受けて水処理の関係、湧水であったり軟弱地盤の関係ですね、想定されたのではないかという部分で、これまでもお話をいただいているところで、全くそのとおりではあるんですが、設計をする段階で数量や場所等がわからないところについては設計として組んでいないというのが現状でございます。そこら辺の判断がどうだったかと言われれば、甘かったということになるのかもしれませんが、今出てきておる不足の部分については、おおむねそういった形での補正なりになっておるというふうに考えております。

今後の工事の発注については、いわゆる掘ってみなければわからない、崩してみなければわからないという部分は、もうほとんどございませぬので、これから発注する部分については、今までの湧水対策のような大きな契約の変更というものはまずないのではないかというふうに考えておりますが、全くないとは申し上げられません。特に、外構工事などで地盤を扱う部分もございませぬので、そういったところでは出ることも考えられますので、そういったところもあり得るということで御了承いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 課長、あなたの言うことはわからんこともない部分もありますが、これは一

部署だけの問題じゃないんですよ。やっぱり経験を持った皆さん方、知恵をやっぱり横の連絡もとりながらやってもらいたい、このようなことは。皆さん、部署が変わってきておるから、誰が責任があるとかはあると思うんです。その当時、あそこに中学校が入ろうか、あそこを買おうかという決断をしたのは、誰か関連があると思うんです。そういうことを考えて、これは玖珠町の一大事業、前町長は100年のと。100年どころじゃないでしょう、これは。100年もうすぐ終わるような工事じゃないか。

町長、ひとつこれは本当にやっぱり全職員を挙げて、関連ある職員を挙げて真剣に考えてください。町長はどう考えていますか。やはり前町長のときと今度の新町長、宿利町長になったとき、私もこのプロジェクトチームをつくってくださいということをお願いしたら、一応形か本物かはわからんけれども、できましたが、先ほど言ったように専門業者も入れて、これからやっていかんと、これはどうしようもならんと思います。町長、ひとつそこらはどう思われますか。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 今、藤本議員から御指摘のことでございますが、私も就任して今4カ月経過をしたばかりでございますが、3月議会、そして今回6月議会に議案を上程する際に、正直なところ、「何だ、これは」と言いました。というのは、ふだんは、やはり事前に全体調査をして、それに基づいて設計を組んで発注していくというのが基本な部分がありますが、この間の経過を聞いてみますと、建築関係は、その都度調査をし、工事をしていくという、そういう業界なんだということを聞きまして、私も業界は違うんですけれども技術員の一人として、それは何かいという話をしたんですが、これまでの長い年月の中で、今の森高校跡地に場所を決め、残すところ1年の時期になったときに、根本的なことをひっくり返すようなことはもちろんできません。これまでどおり来年春の開校に向けて着々と総力を挙げて進めていくしかございませんので、次の9月議会や12月議会で、また変更申請をし、上程をするようなことは、絶対許さんという話をしたところでございます。

最終的には、もう来年3月の清算で変更をかけるのであればわからんこともないけれども、また変更を上程するようなことには相ならんということを厳しく担当のほうに申しつけたところでございます。

しかしながら、来年の春に向けて完成しなければならないという、もうせっぱ詰まった追い込みの時期でございますので、藤本議員がおっしゃったように総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。どういうプロジェクトチームにするのか、専門家を招聘するのか、またちょっと内部で検討して対応していきたいと考えております。

いずれにしても、残り9カ月の中で、完成をさせなければいけない、スタートさせなければいけないという事実がございますので、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

議案集33ページです。

参考資料集は60ページです。

議案第55号、くす星翔中学校スクールバス（29人乗りマイクロバス）購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 1 番中尾でございます。

契約の方法でございますけれども、指名競争入札になっておりますが、何社を指名したのか、その中に玖珠町の業者が何社あったのか、お知らせを願いたいと思います。

○議 長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えいたします。

指名 5 社、全部町内の業者でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 落札の価格は当然最低入札者だと思っておりますけれども、そういう認識でございますか。

○議 長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） それで間違いございません。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

議案集34ページです。

参考資料集は62ページです。

議案第56号、くす星翔中学校スクールバス（14人乗りワゴン車）購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

議案集は別冊となっております。お出しください。

2 ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から、13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。いいですか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

次に、14ページ、歳入、14款使用料及び手数料から25ページ、歳出、10款教育費最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

それでは、平成30年度玖珠町一般会計補正予算書(第1号)全体を通して質疑はありませんか。

よろしいですか。

8番石井龍文君。

○8番(石井龍文君) 概要の中の一番最後のほう、その他、行政運営における緊急性の高い経費などで、八幡自治会館空調設備改修費用661万8,000円が上がっていますが、何か前に空調はやったんじゃないかなと思うんですが、内容を教えてください。

○議長(河野博文君) 別紙、概要の部分です。

中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中島圭史君) 八幡自治会館の空調設備の増設工事になるんですが、平成28年度に空調設備の改修を行ったんですが、冬場の特に厳寒期、1月、2月に暖房のききが悪いということから、既存の機器はそのまま利用して、新たに大集会室、中集会室、小集会室、それと図書室に機器を増設することで、暖房機能の向上を図りたいということで、今回増設のための工事の補正をお願いするものであります。

○議長(河野博文君) 8番石井龍文君。

○8番(石井龍文君) 前に設置した部分が能力が劣ったということですか。調査をして使える状態じゃなかったのか。

○議長(河野博文君) 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中島圭史君) 冬場の暖房のききが悪いということから、設計をしたコンサルに調査を再びさせたところ、冬場の温度の設定について標準設計を採用しておいた関係から、玖珠にそれが最適ではなかったということから、暖房の機能が当初若干不足をしておいたということから、今回それをさらに玖珠の特性に合わせるために暖房設備を追加するというものであります。

○議長(河野博文君) 8番石井龍文君。

○8番(石井龍文君) いや、納得いかんのですけど。玖珠の寒さはわかっておるはずなんですよ。それを調査してもらったって、コンサルにもうちょっと具体的に言わないと。だから、当時の予算はどのぐらい使ったんですか。

○議長(河野博文君) 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 今、手元に当時の金額の資料がございませんが、記憶では約1,000万ぐらいだったというふうに思います。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 何でもかんでもこういうことが出てくるのも、入札のやり方やコンサルの使い方やらをちょっと考えなさいよ。安物買いの銭失いというのは、こういうことですよ、田舎言葉でいうと。

中学校学校校舎もそうですよ。安物であったけれども、どんどん。

品物でもそう、空調でも、もう今度は小学校をやらないといかんですが、担当は誰かな、長尾課長かな。

〔「中学校」と呼ぶ者あり〕

○12番（藤本勝美君） いやいや、この暖房の設計も中学校の中に入れておるからな。全てにおいて、何でも安けりゃいいというものじゃない。メーカーを十分選定して、今の空調はどこがすぐれておる、照明はどこがすぐれておる、そういうものを選定しておいて、業者に、これで設計してみてくださいというようなことをやってくださいよ。もう本当に安物買いの銭失いですよ。600万円というのはコンサルに持ってもらいなさい、設計が悪かったんだから。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 契約をしたコンサルにつきましては空調の専門のコンサルでございましたので、こちら専門ということで、ほとんど技術的な部分はコンサルの設計にお任せをしておいたというような形になって、職員のほうも空調について専門的な知識があるわけではございませんでしたので、そのようなことになりました。大変申しわけございませんでした。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

〔「よろしくねえけど、しょうがないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 議案質疑なんですけれども、こういう件に関しましては、執行部のほうはきちんとした形をとっていただいて、やはり町民の大事なお金でございます。きちんとした形でやってもらいたいということを要望してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） じゃ、よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） すみません、先ほど記憶の中で1,000万円というふうに申し上げましたけれども、正確には設計費と工事費で1,158万3,000円ということでございます。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号の質疑を終了します。

次に、議案第58号、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案集は別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案集は別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案集にお戻りください。

議案集35ページです。

報告第2号、平成29年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

報告第3号、平成29年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第3号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

報告第4号、平成29年度玖珠町一般会計事故繰越し繰越計算書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第4号の質疑を終わります。

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第50号から議案第59号、請願第1号)

○議長(河野博文君) 日程第2、これより上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。
お諮りします。

議案第50号から議案第59号の10議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野博文君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第59号の10議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野博文君) 異議なしと認めます。

よって、請願1件につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

日程第3 議会運営委員会委員の選任について(欠員の補充)

○議長(河野博文君) 日程第3、議会運営委員会委員の選任(欠員補充)を行います。

議会運営委員会については、議会運営委員会規程第5条により、議長において指名することになっておりますので、これから議会運営委員会委員1名を指名いたします。

7 番 廣 澤 俊 幸 君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました7番廣澤俊幸君を議会運営委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野博文君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7番廣澤俊幸君を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の委員長を選任を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、議会運営委員会規程第7条第2項により、委員会において互選することになっております。議会運営委員会委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

△

午前10時48分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に11番高田修治君、副委員長に7番廣澤俊幸君が互選されました。

よって、議会運営委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす7日から10日までの4日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、11日は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす7日から10日までの4日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、11日は一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月6日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中尾拓

署名議員 廣澤俊幸